

平成29年度第2回長久手市障がい者自立支援協議会本会議 議事録要旨

日時	平成29年12月27日（水曜日） 午後2時から4時まで
場所	長久手市役所 北庁舎2階 第5会議室及び災害対策本部室
出席者 (敬称略)	愛知県立大学 教育福祉学部社会福祉学科 教授 吉川雅博【計画評価部会長・計画策定部会長】 愛知県瀬戸保健所 健康支援課 課長補佐 木村誠子 尾張東部障がい者就業・生活支援センターアクト 就労支援コーディネーター 松尾俊明 長久手市身体障害者福祉協会 副会長 青山暁子 ウェンディの箱 代表 鈴木厚子 ほっとクラブ 会長 山口恭美 社会福祉法人長久手市社会福祉協議会 事務局長 野村賢治 障がい者相談支援センター 相談員 鈴木聖美【児童教育支援部会長】 社会福祉法人あいち福祉会たかぎ作業所 施設長 燈明泰伸【就労支援部会長】 特定非営利活動法人百千鳥 理事長 竹田晴幸【福祉サービス支援部会長】 長久手市教育委員会 指導主事 竹下直代 長久手市福祉部 次長 中野智夫 尾張東部地域相談支援アドバイザー 川上雅也  <事務局> 福祉部福祉課 課長 浅井俊光、課長補佐 小田豊、福祉係長 山田菜美、主任 大久保功一、主事 野田悠子 同子育て支援課 課長 門前健、課長補佐兼子ども家庭係長 岡藤彰彦 同健康推進課 課長 南谷学、主幹兼健康増進係長 遠藤佳子
欠席者 (敬称略)	名古屋東公共職業安定所 統括職業指導官 鷹尾藤雄 希望の会 会長 青山美奈子 長久手市民生委員児童委員協議会 障がい者部会 部会長 平松弘子
議題	(1) ながふく障がい者プラン策定状況について (2) 第3次長久手市障がい者基本計画の中間見直し案について (3) 長久手市第5期障がい福祉計画案について (4) 長久手市第1期障がい児福祉計画案について
傍聴者	1人

議事録

1 あいさつ（福祉部次長）

現在、本市では計画策定部会にて第3次長久手市障がい者基本計画の中間見直し、長久手市第5期障がい福祉計画及び長久手市第1期障がい児福祉計画の策定に向けて検討

を進めているところですが、今回、現在までの策定状況及び計画案についてご報告させていただきます。

## 2 議題

[ここからは、障がい者自立支援協議会設置要綱に基づき、福祉部次長を座長とし会議を進行]

### (1) ながふく障がい者プラン策定状況について

＜資料1をもとに計画策定部会長から策定状況等について報告＞

事務局

補足説明する。今後の予定について、来年1月に今回の計画案の策定状況等をまとめた資料を全戸配付し、市民に対し広く意見を募る予定である。

また、年号の和暦表示については事務局にて西暦表示に修正するのでご承知おきいただきたい。

### (2) 第3次長久手市障がい者基本計画の中間見直し案について

＜資料2をもとに事務局から今回の見直し案について説明＞

委員

13ページに記載される重点施策15について、就労等の支援を希望する精神障がいのある人は年々増えてきているため、今後、こういった体制を目指していくのか詳しく知りたい。

委員

9ページに記載される重点施策6の各保育園等への巡回相談について、今後小中学校へ事業の拡大を検討するとあるが、重点施策7において、学校にはスクールソーシャルワーカーが配置されているとあるため、今後は両者がそれぞれ支援に携わることとなるのか。

事務局

巡回相談に限らず、本人家族や学校から相談があったら相談支援員が訪問等実施しているが、実態として学校からの相談自体少ないため、今後は小中学校への事業の拡大を検討していきたい。

委員

過去に中央児童・障がい者相談センターにて実施されていた学校への巡回相談について、現在も実施されているのか。

事務局

過去については把握していないが、中央児童・障がい者相談センターとの連携に関し

ては、虐待案件等必要に応じて適切に連携をとっている。

委員

以前は学校と中央児童・障がい者相談センターの連携が乏しかったため、今後はそうならないようきちんと支援者同士でもコミュニケーションを図るとともに、支援が重複してしまわないように注意する必要がある。重点施策6及び7では、障がいのある子ども等に対する支援として、とてもいいことが記載されているので、きちんと実施していけるとよい。

委員

19ページに記載される、障がいのある人の社会参加の場の不足について、各種イベントやボランティア活動等への参加促進を図るとあるが、主語はだれか。

事務局

主語は障がいのある人である。

委員

今後この計画をどう推進して具体的な形にしていくか、いい方策があるとよい。

事務局

担当課を含めた各部会においてPDCAサイクルをまわして推進していくとともに、各種団体等とも連携して取り組んでいきたい。

委員

10ページに記載される、重点施策9の就労支援コーディネーターについて、来年4月から新たに開始されるサービスの就労定着支援事業や障がい者就業・生活支援センター等関係機関とどう棲み分けるか今後考えないといけない。

事務局

就労定着支援事業や各種関係機関との役割分担については、今後調整していきたい。

委員

いつから何名程度設置予定か。

事務局

障がい者基幹相談支援センターの設置に合わせて1名程度の配置を予定している。

### (3) 長久手市第5期障がい福祉計画案について

<資料3をもとに事務局から今回の計画案について説明>

委員

5～6ページに記載される訪問系サービスについて、今までは高齢者への訪問が多かったが、最近では障がい者（特に精神障がい者）のニーズが高まってきている。ただし、ヘルパーも障がい者への支援にはまだ苦手意識があるため、研修等によるヘルパーの障がいへの理解が必要である。また、ヘルパー全体として人材不足のため、人材確保も課題である。

事務局

現在、福祉サービス支援部会において、移動支援の支援員の人材育成について検討を進めており、研修を修了した大学生等が移動支援の支援者として活躍することを検討している。また、来年度からの障がい福祉サービスの報酬改定に伴い、共生型サービスの仕組みや報酬単価等詳細が今後国より示され設定される予定であるため、市としても共生型サービスの実施に向けて、各事業所等をバックアップしていきたい。

委員

共生型サービスについては、国が最近になってようやく具体的な情報を徐々に示しているところである。国としても共生型サービスは重点項目の1つとして見ているので、今後、どのように取り組んでいくのか各部会で検討していくことになると思われる。

会長

長久手市では、今年度から介護職員初任者研修を実施している。障がい者も高齢化しており、今後、障がい者を支援する事業所が介護保険の指定を取得する事が増えるかもしれない。

委員

介護職員初任者研修は、今年の11月から開催し、障がい者7名（身体障がい者1名、精神障がい者6名）、その他10名の計17名が受講、16名が修了した。障がい者には修了した後の就労支援まで行っており、先日、企業説明会（企業5者が参加）を開催したところである。受講者より感想を尋ねると、障がい者もその他の者も混ざって受講できたことがよかったとの意見が多かった。受講者間でもメール等でやりとりするほど仲が深まった様子である。

委員

今までは市が介護職員を養成する研修を開催することが多かったが、最近では少なくなっている。

会長

長寿課において、平成30年度から、初任者研修等を受講修了後、市内の介護事業所に6ヶ月以上勤務した方に対し、自己負担した受講料を助成する制度を準備している。

委員

2ページに記載される、精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築に関して、協議の場を設置とあるが、これは精神障がい者支援部会を指しているのか。

事務局

国が示す協議の場としては、開催頻度や協議内容等いくつか条件が設けられているため、別の場を設ける可能性があるが、少なくとも今ある精神障がい者支援部会を活かしていきたいと考えている。

委員

3ページに記載される、地域生活支援拠点の整備について、現在5つの機能がどの程度市内で機能しているか一度チェックしてみてもいいかもしれない。

#### (4) 長久手市第1期障がい児福祉計画案について

<資料3をもとに事務局から今回の計画案について説明>

委員

児童発達支援センターについて、現在作業部会にて話し合いをしているが、教育現場としても福祉との連携がスムーズではないと感じている。今後、子どものために連携がスムーズにいくようにしていきたい。

医療的ケアについて肢体不自由の子ども1人でも学校にクラスを設置できる。支援者として保護者が来ることもあるが、訪問看護で対応した子どももいた。

事務局

教育と福祉の連携について、まずは教育と保育について日頃から顔の見える関係づくりからはじめていくところである。重症心身障がい児の支援体制の整備については、33年度末までに圏域で1カ所以上確保するとされている。現在、保育園では訪問看護で対応している事例もあるが、圏域での社会資源等を踏まえ体制整備について今後検討していきたい。

委員

来年度からの報酬改定において、自分で通所することが前提により放課後等デイサービスの送迎加算がなくなると聞いたことがある。

委員

重度障がい児と軽度障がい児で報酬等が分かれることによるものではないか。

委員

仮に送迎加算がなくなったとしても、利用者は送迎がある事業所を選択する方が大半のため、事業所は送迎サービスは辞めないのではないか。

委員

医療的ケアを必要とする児童のための協議の場について、30年度末までに整備するとあるが、30年度末までとするのは国の通知によるものか。

事務局

国の通知によるものである。

委員

協議の場とは児童教育支援部会のことか。

事務局

今後関係機関等と協議して決めていきたい。

委員

重症心身障がい児の支援体制の整備について、人材と資金が必要であり、高齢者の介護老人保健施設のイメージに近いかもしれない。

委員

東京では医療的ケアが必要な子どもは医療法人が対応しているところもある。県がこの設置についてどう考えているのだろうか。また、長久手市の近辺には陶生病院や愛知医科大学病院にNICUがあるため、そうした地域の実情に応じた整備が必要となってくる。

委員

資料2の8ページに記載される、重点施策4の個別訪問調査について、既に実施しているのか。

事務局

平成29年2月より、高齢の知的・精神障がい者より順次訪問しており、現在30代まで訪問したところである。

委員

資料2の21ページに記載される、福祉のしおりの分冊化に関して、障がい者手帳を取得された際には、窓口等でしおりを活用し制度等について説明しているのか。

事務局  
説明している。

委員  
その際に障がいに係る当事者団体についてお知らせをする等PRに協力して欲しい。

事務局  
可能な限り協力させていただく。

会長  
それではまとめになるが、今まで出た意見で計画案に直接影響する内容は見受けられなかったため、本計画案の内容により、引き続き計画策定業務を進めることとしてよろしいか。

委員  
異議なし。

会長  
それでは本会では本計画案を認め、引き続き計画策定手続を進めることを認めることとする。今後の事務については事務局にて適切に処理いただきたい。

### 3 その他

事務局  
前回の会議にてお知らせした、12月1日に長久手市文化の家で開催された人権講演会について、皆様のご協力により、約170人にご参加いただくことができた。また、アンケート結果からも内容について高評価だった。この場を借りてお礼申し上げる。

閉会